

平成 28 年 2 月 8 日

第 5 回化審法施行状況検討会報告書（案）に対するコメント

亀屋隆志

報告書（案）では、改正化審法で目的とされた包括的な化学物質管理に関し、今後の課題も含め、たくさんのご意見が網羅されたものと考えます。改めて以下の視点についてコメントさせていただければ幸いです。

- ✓ 今後、リスク評価が困難な物質は、二特／一般の判断ができずに、優先評価化学物質として滞留する問題が発生するのではないかと心配される。優先評価化学物質には、第二種指定化学物質に指定するか／一般化学物質に戻すかの二択しか用意されていないが、判断保留の優先評価化学物質が多いまま 2020 年を迎えて良いのだろうか。二特／一般の判断がすぐにはできない物質に対しては、優先→二特の評価とは別に、適切な取扱いを事業者に促すことによって当面の管理を行ってもらえるような物質分類があっても良いのではないかと。また、同様の仕組みでクロロエチレンのようなリスク評価済の優先取消物質も管理を促してはどうか。
- ✓ 現在の排出係数は、事業者の取扱い状況をどこまで反映できたものなのか。現状は、多様な取扱い状況の代表として国が設定した係数が用途ごとに割り当てられているが、徹底した排出管理を行っている事業者もあればそうではない事業者もあるだろう。実態が把握できなければワーストケースで評価せざるを得ないが、それでは過大評価にもなり得るので、的確なリスク評価や効果あるリスク管理にはつながらないだろう。詳細なリスク評価の段階になって届出用途が見直され排出係数が変更される事例も出ており、リスク評価スキーム全体としての効率性や事業者が行っているリスク管理の信頼性の観点において好ましい状況ではない。リスク評価およびリスク管理の現状把握に用いられる排出係数が大きく変更されてしまうような届出用途の見直しが生じないよう、届出用途と排出係数についての正確な実態把握とリスク管理の信頼性を高める取組みを事業者に促す仕組みが検討できないか。
- ✓ 開放系用途等の排出係数が大きい用途や排出係数に不確実性が大きい特定の用途にフォーカスした管理のあり方も検討してはどうか。

以上